

規程第 3 号

公益社団法人徳島森林づくり推進機構 理事の職務権限規程

(趣旨)

- 第 1 条 この規程は、公益社団法人徳島森林づくり推進機構（以下「機構」という。）の理事の職務権限として公益社団法人徳島森林づくり推進機構定款（以下「定款」という。）第 26 条第 2 項の規定にする理事長、副理事長及び専務理事、並びに常務理事の役割分担を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規程において、理事とは、代表理事たる理事長及び副理事長、並びに専務理事、業務執行理事たる常務理事の外、全ての理事をいう。

(理事)

- 第 3 条 理事は理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、機構の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

- 第 4 条 理事長の職務権限は、定款及び業務方法書等諸規程並びに別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 機構を代表し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律 48 号。以下「法人法」という。）上の代表理事としてその業務を執行する。
 - (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
 - (3) 毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

- 第 5 条 代表理事たる副理事長の職務権限は、定款及び業務方法書等諸規程並びに別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 理事長を補佐し、機構の業務を執行する。
 - (2) 理事長が認めるとき及び、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、機構を代表し、法人法上の代表理事としてその業務を執行する。
 - (3) 毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

- 第 6 条 専務理事の職務権限は、定款及び業務方法書等諸規程並びに別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、理事長を補佐し、機構の業務を執行する。
- (2) 理事長又は副理事長が認めるとき及び、理事長及び副理事長が共に事故あるとき又は欠けたときは、機構を代表し、法人法上の代表理事としてその業務を執行する。
- (3) 毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第 7 条 常務理事の職務権限は、定款及び業務方法書等諸規程並びに別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 所管する業務を統括するとともに、理事長及び副理事長並びに専務理事を補佐し、機構の業務を執行する。
- (2) 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事)

第 8 条 理事の職務権限は、定款及び業務方法書等諸規程並びに別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 常務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。
- (2) 担当業務を理事会で決めたときは、その業務を分掌し、執行する。

(代行順序の決定)

第 9 条 前々条第 2 号及び前条第 1 号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

(細則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程の改定は、公益社団法人徳島県林業公社と公益社団法人とくしま森とみどりの会の合併が効力を生ずる日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度事務事業から適用する。

別表

理事の職務権限

決裁事項	決裁権者				
	理事長	副理事長	専務理事	常務理事	理事
事業計画及び予算の案の作成に関すること	○ 重要事項	○			
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○ 重要事項	○			
人事及び給与制度の立案に関すること	○ 重要事項	○			
職員の任用に関すること	○ 重要事項	○	○ 契約職員及び 臨時職員に限る		
職員の就業規則に関すること			○ 重要事項	○ 左記以外	
費用弁償および旅費に関すること			○ 外国出張及び、 30日を超える 長期出張に限る	○ 左記以外	
財務および会計の帳簿等に関すること			○ 総括事項	○ 担当業務	
財務諸表の作成に関すること			○ 総括事項	○ 担当業務	
契約の締結					
(1) 事業請負契約	○ 1件2億円以上	○ 1件3千万円以上	○ 左記以外		
(2) 器具及び備品購入	○ 1件3千万円以上	○ 1件1千万円以上	○ 左記以外		
(3) 森林取得に関する購入契約	○ 1件3千万円以上	○ 1件1千万円以上	○ 左記以外		
(4) 分収造林及び分収育林契約			○		
(5) 森林管理受託事業の契約			○		
(6) その他公益事業に関する契約			○		
(7) 事務事業の受託契約			○		
(8) 木材等林産物の売買契約	○ 1件2億円以上	○ 1件3千万円以上	○ 左記以外		
(9) その他収益事業に関する契約	○ 1件2億円以上	○ 1件3千万円以上	○ 左記以外		

決裁事項	決裁権者				
	理事長	副理事長	専務理事	常務理事	理事
(10) 苗木等造林資材購入		○ 1件1千万円以上	○ 左記以外		
(11) 工事材料等購入		○ 1件1千万円以上	○ 左記以外		
(12) 上記(1)～(11)に 付随する事項に関する事				○	
(13) 理事会で決定した担当 業務の契約				○	○
(14) 公庫資金に関する契約			○		
(15) 県借入金に関する契約			○		
収入及び支出に関する事			○ 総括事項	○ 担当業務	
資金計画に関する事			○ 総括事項	○ 担当業務	
外部に対する文書発簡					
(1) 特に重要なもの	○				
(2) 重要なもの		○			
(3) 補助金の文書			○		
(4) 一般文書			○		
(5) 理事会で決定した担 当業務に関するもの				○	○
その他諸規程に定める事項	○ 重要事項	○ 左記以外			